

令和2年度一般社団法人茨城県旅行業協会 第10回理事会

令和3年2月9日(火)	報告事項1号	関係団体報告	
出席理事・監事 11名	報告事項2号	全旅協及び関東地方支部長連絡会関係報告	
	報告事項3号	(株)全旅関係報告	
	報告事項4号	三役・委員長会議報告	
	報告事項5号	会員の動き 会員数168社(内、地域限定1社)	賛助会数130社
	審議事項1号	茨旅協・全旅協入会申請について	3社 【承認された】
	審議事項2号	令和2年度協会事業中止・延期について	【承認された】
	審議事項3号	各地区総会について	【継続審議・承認された】
	審議事項4号	賛助会役員改選について	【継続審議・承認された】
	審議事項5号	令和2年度1月末3会計報告について	【継続審議・承認された】
	審議事項6号	令和3年度会員会費及び賛助会員会費について	【承認された】
	審議事項7号	雇用調整助成金申請について	【承認された】
	審議事項8号	令和3年度協会企画の事業について	【継続審議・承認された】
	審議事項9号	その他	

・協会事務局の電話機録音の機械は一括払いとする
・Go To トラベル事業の再開について

《お知らせ》

◇新型コロナウイルス感染が疑われる旅行者が発生した場合の対応についてご確認ください◇

全国旅行業協会HP 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報特設サイト

URL: <https://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/7524.html>

※ユーザー名: member パスワード: 20anta20

《各地区総会開催》

コロナ禍での出席が難しいかと思いますが、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。
※詳細は各地区よりご案内いたします。

《令和2年度旅行業法遵守状況等自己点検》

締切 令和3年2月22日(月)
事務局FAX 029-225-2505

◇令和3年度中に更新登録を迎えられる会員(法人)様は基準資産のご確認と、ご心配な方はご相談下さい。

◆旅行業務取扱管理者の定期研修の扱いについて◆

改正旅行業法において、旅行業務取扱管理者は、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業務取扱管理者定期研修を受けなければなりません。しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、平成30年1月4日から令和3年3月31日までに登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日が到来する各旅行者等に所属する旅行業務取扱管理者(営業所において選任されている旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの者は研修を受講ができない場合には、旅行者等の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出をすることになります。お早目に受講をお願いいたします。

*カード型「茨旅協統一管理者証」申請受付中!! (1枚は無償にて発行~2枚目からは1,700円)

(定期研修を受講される方は管理者証の提示を求められますので、まだ作られていない管理者は申請して下さい。)

※全旅協・茨旅協 HP 会員ページも Check して下さい。

全旅協ログイン: member PW: 20anta20 茨旅協: PW ibaryo